質問第一一号

自動車損害賠償責任保険の料率引上げに関する質問主意書

右の 質問主意書を提出する。

昭和五十九年十二月一日

提 出 者

草 Ш

昭 三

議 長 福 永 健 司

殿

衆

議

院

自 動 車 損 害 賠 償 責 任 保 険 \mathcal{O} 料 率 引 上 げ に 関 す る 質 間 主 意 書

政 府 は 交 通 事 故 に ょ る保 険 収 支 0 悪化 並 び に 保 険 金 支 払 V) 限 度 額引上 げ É 理 由 とし 7 自 賠 責

保 険 自 動 車 損 害賠償責任保険) 0) 料率引上げを検討し、 現在、 自 動 車 損害賠償 責任保険 審 議 会に

諮問中である。

私 は $\sum_{}$ 0 件 に 関 し、 第 九 + 五 口 玉 会 決算委員 会、 第九 十六 口 玉 会交通 安全対 策 特 别 委員 会、 第

九 + 八 口 玉 会 予算 委 員 会 で 問 題 点 を 指 摘 L た が これ 5 \mathcal{O} 解 決 \mathcal{O} な 1 ま ま 料 率 引 上 げ が 審 議 さ n

決定されることは極めて遺憾である。

L か t 自 賠 責 特 別 숲 計 カン 5 千 五 百 六 + 億 円 t \mathcal{O} 巨 額 \mathcal{O} 運 用 益 を 般 会 計 に 繰 ŋ 入 れ た 状 況 で

 \mathcal{O} 料 率 引 上 げ は 昨 年、 衆 参 両 院 で 今 口 \mathcal{O} 繰 入 を 理 由 کے L て 安 易 な 保 険 料 \mathcal{O} 引 上 げ を 行 わ な 1

ょ う努めること」 と の 附 帯 決議 違反でも ある。 これ では国会審議 は 全 子く形骸 化 L 納 得 できる ŧ \mathcal{O}

で は な 1

自 賠 責 保 険 は 自 動 車 全 保 有 者 に 加 入 を 義 務 付 け て 1 る 強 制 保 険 で あ り、 潍 税 金 的 性 格 を 有

す る t \mathcal{O} で あ る。 ま た 自 動 車 才] 1 バ 1 \mathcal{O} 保 有 台 数 が 約 六 千 万 台 に 達 L 7 1 るこ لح か ら、 保

険 料 率 \mathcal{O} 引 上 げ は 玉 民 生 活 に 重 大 な 影 響 を 及 ぼ す う と は 明 5 カ で あ る

更 に ユ ザ 及 び 玉 民 に とつて 自 賠 責 保 険 制 度 は そ \mathcal{O} 収 支 状 況 等 が 全 般 的 に 不 明 瞭 か 0 理

L に < 1 制 度 とな つ 7 7 る た め、 収 支 悪 化 を 理 由 と L た 保 険 料 値 上 げ に 強 1 不 信 感 を 抱 1 7 7

る。 保 険 料 率 \mathcal{O} 引 上 げ を 極 力 抑 制 L 玉 民 負 担 \mathcal{O} 軽 減 を 义 る とと ŧ に 玉 民 に 保 険 制 度 を ょ

Ŋ

明

解

確 に 理 解 さ せ る 必 要 か 5 自 賠 責 保 険 に 関 L 次 \mathcal{O} 事 項 に 0 1 7 質 間 す る。

現 在 自 賠 責 保 険 \mathcal{O} 運 用 益 は 玉 \mathcal{O} 特 别 会 計 で 五 千 七 百 六 + 億 円 損 保 会 社 な تلح 八 百 + 億

円、 合 計 六 千 五 百 八 + 億 円 12 達 L 7 11 る。 こう L た 運 用 益 に 0 1 7 は 過 去 数 次 に わ た る 自 賠

責 保 険 審 議 会 0 答 申 が 示 す غ お り 保 険 料 負 担 \mathcal{O} 軽 減 昭昭 和 匹 + 匹 年 答 申) 及 び 収 支改 善 \mathcal{O} 財 源

昭 和 兀 + 八 年、 昭 和 五. + 年 答 申) に 資 す ~ きで あ ると考 え る が 政 府 \mathcal{O} 見 解 を 伺 1 た 1

自 賠 責 保 険 が 制 度 的 に 定 着 L た 現 在 再 保 険 す る 必 要 性 は な < な 0 た と考 え 5 れ る が 再 保

険 制 度 を 見 直 す 考 え は な 1 か 見 解 を 明 5 か に さ れ た 1

三 自 賠 責 保 険 料 率 \mathcal{O} 引 上 げ ととも に 農 協 共 済 \mathcal{O} 保 険 料 率 \mathcal{O} 引 上 げ が 検 討 され て 7 る が 収 支 内

容 \mathcal{O} 異 な る 農 協 共 済 \mathcal{O} 保 険 料 を 自 賠 責 保 険 料 لح 同 率 \mathcal{O} 引 上 げ を す る 理 由 を 明 確 に さ れ た 1

兀 自 賠 責 保 険 \mathcal{O} 収 支、 料 率 算 定 に 0 1 7 は 自 動 車 保 険 料 率 算 定 会 \mathcal{O} 算 出 す る 資 料 に 基 づ 7 7

1 る が 自 賠 責 保 険 収 支 状 況 は 昭 和 五. + 八 年 \mathcal{O} デ タ と 昭 和 五 + 九 年 \mathcal{O} そ ħ と で は 大 幅 な

格

差 が 見 5 れ る。 年 度 予 測 に 格 差 が 生 U た 理 由 と そ \mathcal{O} 積 算 根 拠 を 明 5 か に さ n た 1

ま た、 自 賠 責 保 険 \mathcal{O} 収 支 は 毎 年 度 بلح \mathcal{O} 様 な 方 法 で 算 出 さ n 7 1 る \mathcal{O} カン 具 体 的 に 説 明 さ れ た

五. 自 賠 責 保 険 \mathcal{O} 単 年 度 収 支は、 昭 和 五. 十三年 度 以 降 カン ら、 また 累積 収 支 は 昭 和 五. + 七 年 度 以

降 か ら、 そ れ ぞ れ 赤 字 と な り、 赤 字 幅 は 拡 大 傾 向 に あ る لح 指 摘 さ れ 7 7 る が 今 日 ま で 収 支 改

善 策 が と 5 れ な か 0 た 理 由 を 明 5 か に さ n た 1

六 医 療 費 が 傷 害 \mathcal{O} 損 害 額 \mathcal{O} 大 半 を 占 8 慰 謝 料 休 業 補 償 な تح \mathcal{O} 生 活 保 障 金 が 少 な < な 0 て 1 る

が 医 療 費 \mathcal{O} 適 正 化 に 0 1 て は、 自 賠 責 保 険 審 議 会 0) 昭 和 匹 + . 匹 年 · 答 申 に お 1 7 t 指 摘 さ れ 7

お り、 そ \mathcal{O} 対 応 が 遅 れ て V る 行 政 \mathcal{O} 責 任 は 大 きい とい わ ざる を 得 な 7 0 医 療 費 適 正 化 に 0 1

て、 具 体 的 に 1 0 ど \mathcal{O} 様 な 措 置 を 講 ず る \mathcal{O} か 見 解 を 伺 1 た 1

七 後 潰 障 害 \mathcal{O} 認 定 は 現 在 自 動 車 保 険 料 率 算 定 会 調 査 事 務 所 に お 1 て、 後 潰 障 害 認 定 担 当 者

が 後 潰 障 害 診 断 書 \mathcal{O} 審 査 12 当 た 0 7 1 る لح 聞 < が そ \mathcal{O} 審 査 業 務 を 担 当 L 7 1 る 者 \mathcal{O} 資 格 基 淮

及 てバ 後 潰 障 害 審 査 基 潍 を 明 5 か に さ れ た 1

八 自 動 車 損 害 賠 償 保 償 法 第二 + 六 条 は 責 任 保 険 に 0 7 7 は 損 害 保 険 料 率 算 出 寸 体 12 関 す る

法 律 第 + 条 の 二 \mathcal{O} 規 定 は 適 用 L な \ _ _ とし、 利 害 関 係 者 \mathcal{O} 異 議 申 L <u>\f</u> て は できな いこととし 7

ことに 1 1 る。 るとは考 努 そ \otimes れ え だ る に け べ きで に、 < あ 自 る。 賠 ユ 責 保 ザ L 険 か 代 L 審 表 議 と 現 会 7 在 は わ \mathcal{O} れ 審 審 る 議 議 代 会 に 当 表 \mathcal{O} 委 た 構 員 成 つ て、 カン は 5 臨 時 は ユ 委 員 ザ ユ に] 過 ザ \mathcal{O} ぎ] 意 な 見 \mathcal{O} を 意 1 見 + が 分 \mathcal{O} 反 反 際 映 映 3 さ れ せ ユ 7 る

ザ ĺ 代 表 \mathcal{O} 委員 を審 議 会 委員 とすべきで あ ると考えるが 政 府 \mathcal{O} 所 見 を 問 7) た

九 府 更に は 審 議 ユ 会 に ザ そ] 等 \mathcal{O} 意 \mathcal{O} 意 向 を 見 表 を 審 明 す 議 んろ考え に 反 映させるため、 が あ る か 見 解 公 を 伺 聴 会 1 を た 開 催 す ベ きで あ ると考えるが、 政

+ 過 数 次 賠 保 険 審 議 会 答 が 指 賠 保 険 改

去

 \mathcal{O}

自

責

申

摘

た

自

責

 \mathcal{O}

善

対

策

- (1)メ IJ ツ 1 デ メ IJ ツ 1 制 \mathcal{O} 導 入
- (2)重 複 支 払 7 \mathcal{O} 廃 止

に 0 7 て、 今後 人具体 的 に لخ 0) 様 に 措 置 しする か 明 5 かにされ たい。

右質 問 する。